

○三芳町広報みよし広告掲載基準

平成19年5月1日

告示第125号

(趣旨)

第1条 この基準は、三芳町有料広告物取扱要綱（平成19年三芳町告示第2号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、町が発行する広報みよし（以下「広報」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、ページの下段で町長が指定する位置とする。

(広告の大きさ及び掲載料)

第3条 広告の大きさ及び1回当たりの掲載料は、次のとおりとする。

広告の大きさ	1回当たりの掲載料
1区画（40ミリメートル×90ミリメートル）	15,000円
2区画（40ミリメートル×180ミリメートル）	30,000円

(公募申込み)

第4条 町長は、広報により広告を掲載しようとする者を公募するものとする。

2 広報に広告を掲載しようとする者は、町長の定める期間内に、掲載しようとする広告の概要等を記載した広報みよし広告掲載申込書（様式第1号）を掲載を希望する広報の発行日の50日前までに、町長に提出しなければならない。

3 広告掲載の申込みは、申込者1人につき第3条に定める区画の1枠とし、掲載する期間は、引き続き6回を単位とする。ただし、年度が異なることとなる場合は、この限りでない。

4 申込者は、12回を限度として、連続して広告掲載を一括して申し込むことができるものとする。

(審査及び決定)

第5条 町長は、前条の広報広告掲載申込書の提出を受けたときは、要綱第6条に規定する広告選定委員会において、速やかに内容の審査を行い、広告掲載の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広報みよし広告掲載決

定・不掲載決定通知書（様式第2号）により、その旨を申込者に通知するものとする。

（その他）

第6条 この基準に定めるもののほか、広報広告の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第19号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第44号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。